

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月20日
【計算期間】	第1特定期間(自 平成22年8月27日 至 平成23年1月20日)
【ファンド名】	D I A Mアジア・オセアニア好配当株オープン
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

**主として日本を除くアジア・オセアニア諸国・地域の好配当株式等(*)に投資します。**

●株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

(*)「好配当株式」とは、現在相対的に配当利回りが高く今後もその配当の安定性や成長性等が期待できる株式だけでなく、今後特別配当や優配といった配当の増額が期待できる株式等を含みます。

(*)株式等には、投資対象国で上場または取引されている株式に加え、当該株式と同等の投資成果を得られると判断される有価証券等を含みます。

●投資対象候補国および地域



※当ファンドは日本への投資は行いません。
※左記の国・地域のすべてに投資するとは限りません。
また、左記以外の国・地域に投資する場合もあります。

投資対象候補国および地域の一例
オーストラリア、台湾、シンガポール、
マレーシア、韓国、香港等

**外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。**

●原則、対円で為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動の影響を受けますが、投資対象国の通貨上昇により、為替差益の獲得が期待できます。

**毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。**

<分配方針>

●分配対象額は、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、上記安定分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

**銘柄選定にあたっては、DIAM SINGAPORE PTE. LTD.およびDIAM Asset Management (HK) Limitedの投資助言も活用します。**

現地法人の豊富な情報を元に、選定した個別銘柄の助言を行います。

香港
DIAM Asset Management (HK) Limited

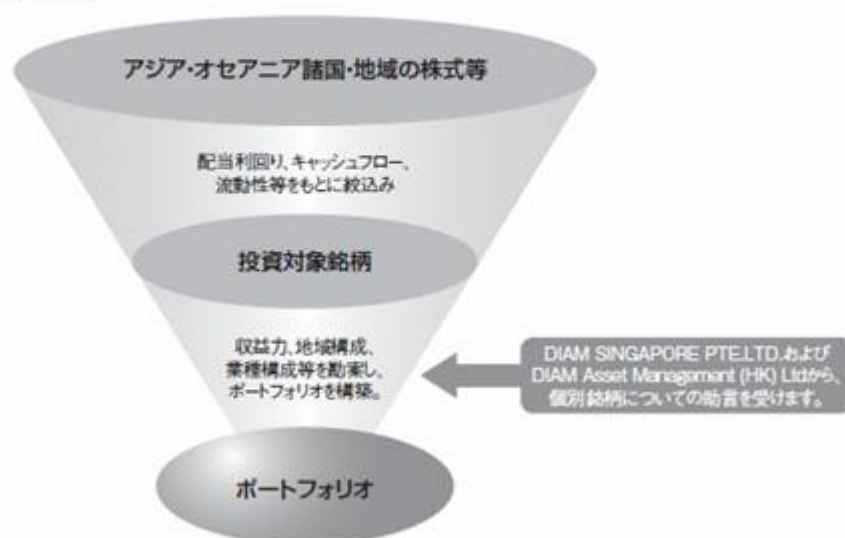
資本金500百万円(2010年12月末現在)
DIAMアセットマネジメント株式会社の100%子会社。
主に、香港、中国等の北アジアの銘柄について、助言を行います。

シンガポール
DIAM SINGAPORE PTE.LTD.

資本金400百万円(2010年12月末現在)
DIAMアセットマネジメント株式会社の100%子会社。
主に、オセアニア、シンガポール等の北アジア以外の銘柄について、助言を行います。

運用のプロセス

アジア・オセアニア諸国・地域の株式等のの中から、配当利回り、キャッシュフロー、流動性等をもとに絞り込みを行った後、収益力、地域構成、業種構成等を勘案し、ポートフォリオを構築します。



○ 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル ()	
一般			
大型株	年2回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	あり ()
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他	中南米	なし
	()		
その他資産		アフリカ	
()			
資産複合		中近東 (中東)	
()			
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

投資対象資産

「株式・一般」とは大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。

決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものを

います。

投資対象地域

「アジア」、「オセアニア」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア、オセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

- ・投資信託協会への照会

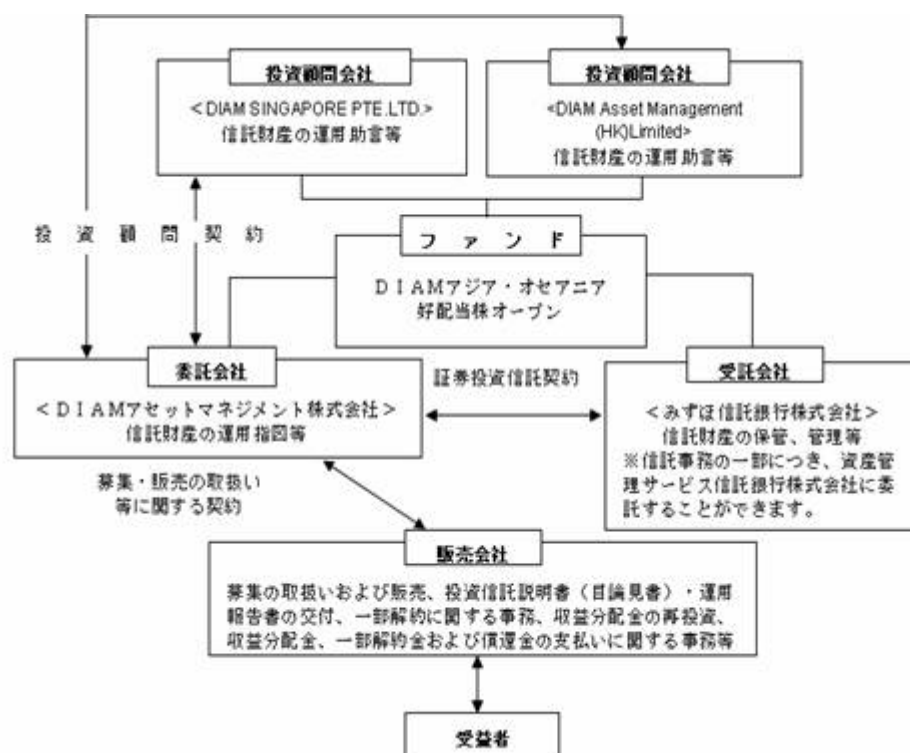
ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの沿革】

平成22年8月27日

信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものであります。

●当ファンドの投資方法●



○委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

資本金の額

20億円（平成23年1月31日現在）

委託会社の沿革

昭和 6 0 年 7 月 1 日	会社設立
平成 1 0 年 3 月 3 1 日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成 1 0 年 1 2 月 1 日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成 1 1 年 1 0 月 1 日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成 2 0 年 1 月 1 日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成23年1月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 1 3 番 1 号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

<投資態度>

主として日本を除くアジア・オセアニア諸国・地域の好配当株式等^(*)に投資します。

(*)「好配当株式」とは、現在相対的に配当利回りが高く今後もその配当の安定性や成長性等が期待できる株式だけでなく、今後特別配当や復配といった配当の増額が期待できる株式等を含みます。

(*)株式等には、投資対象国で上場または取引されている株式に加え、当該株式と同等の投資成果を得られると判断される有価証券等を含みます。

アジア・オセアニア諸国・地域の株式等の中から、配当利回り、キャッシュフロー、流動性等をもとに絞込みを行った後、収益力、地域構成、業種構成等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

銘柄選定にあたっては、DIAM SINGAPORE PTE. LTD.およびDIAM Asset Management (HK) Limitedの投資助言も活用します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向の急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、株式組入比率を引き下げ場合があります。

組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

上記にかかわらず、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

有価証券の指図範囲（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

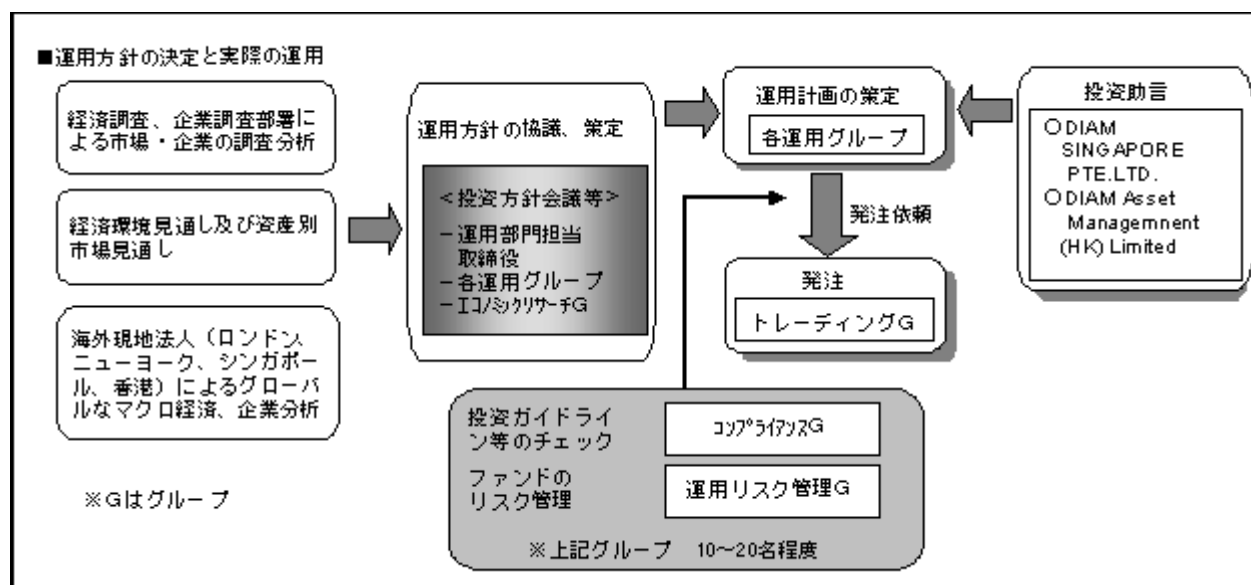
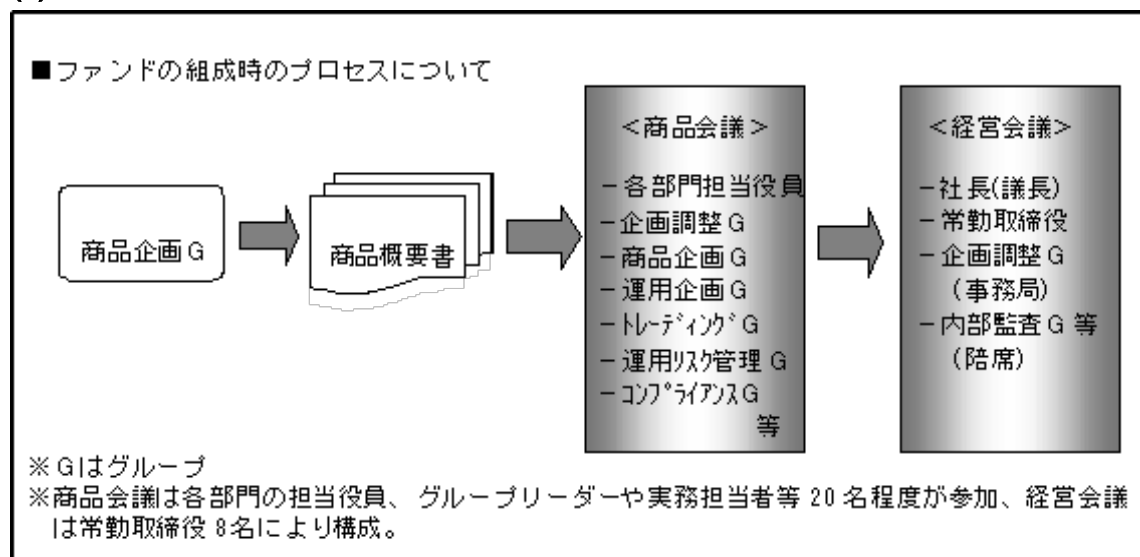
金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】



<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グルー

プの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、運用リスク管理グループにて行われます。

当ファンドは、DIAM SINGAPORE PTE. LTD.およびDIAM Asset Management (HK) Limitedの運用助言を受けます。

上記体制は平成23年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づき収益分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、上記安定分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」と言います。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金に

かかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

非株式への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記6.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

基準価額の主な変動要因

1) 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドでは、株式の組入比率を高位に維持することを原則としているため、株式市場の変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。

2) 個別銘柄選択リスク

当ファンドでは、好配当株式の個別銘柄の選択により収益を積み上げること为目标としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。

3) 為替リスク

当ファンドでは外貨建資産の組入比率を高位に維持し、また為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

4) 信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

5) 流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクを言います。当ファンドでは、市場規模が小さい国の株式等に投資する場合がありますが、そのような市場では流動性に欠ける場合があります。また価格変動性が高いことから、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

6) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額は予想外に下落する場合があります。特に、投資対象国が新興国の場合、先進国と比べ証券市場上取引の制約が大きく、また一般的に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 1) 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を

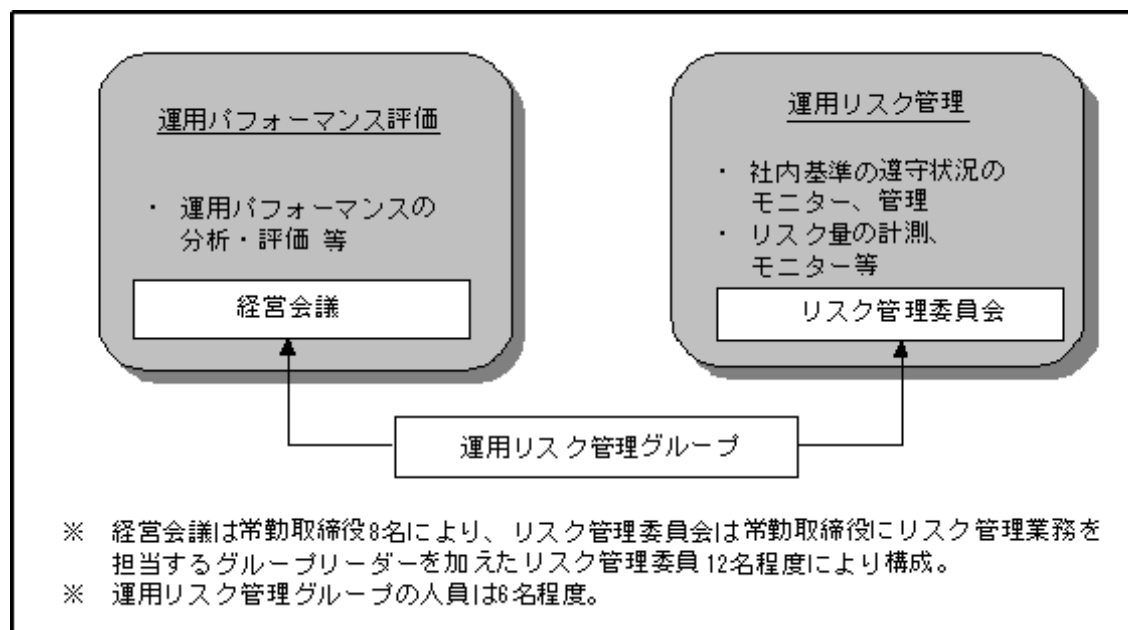
行わないことがあります。

- 2) 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 3) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。
- 4) 当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

注意事項

- 1) 当ファンドは、株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- 2) 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 3) 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 4) 証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成23年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額（当初自己設定は、1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用		
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して	
			年率1.659%（税抜 1.58%）	
		配分	委託会社	年率0.7875%（税抜 0.75%）
			販売会社	年率0.7875%（税抜 0.75%）
			受託会社	年率0.084%（税抜 0.08%）

信託報酬の総額は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

当ファンドの運用においては、DIAM SINGAPORE PTE. LTD.およびDIAM Asset Management (HK) Limitedから助言を得ておりますが、各社への投資顧問報酬は当ファンドから直接的な支弁は行わず、委託会社が受取った上記の報酬の中から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 2) 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- 3) 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

○個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成

24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

- ・受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年1月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	インドネシア	12,569,500	3.89
	フィリピン	5,553,700	1.72
	タイ	34,355,559	10.63
	香港	50,624,252	15.66
	韓国	19,870,848	6.15
	中国	16,276,395	5.04
	台湾	42,375,576	13.11
	シンガポール	24,666,874	7.63
	マレーシア	30,011,176	9.29
	オーストラリア	48,502,279	15.01
	バミューダ諸島	9,222,500	2.85
	ケイマン諸島	17,384,887	5.38
	小計	311,413,546	96.35
投資信託受益証券	オーストラリア	6,202,558	1.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,590,124	1.73
合 計 （純資産総額）		323,206,228	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成23年1月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	PCCW LTD	株式	香港	各種電気通信サービス	340,000	37.21	12,650,108	38.15	12,972,632	4.01
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	47,000	219.96	10,338,120	215.17	10,112,802	3.13
3	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	株式	香港	電力	25,000	388.93	9,723,150	397.36	9,933,950	3.07
4	VTECH HOLDINGS LTD	株式	バミューダ諸島	通信機器	10,000	970.73	9,707,340	922.25	9,222,500	2.85
5	CLP HOLDINGS LTD	株式	香港	電力	13,000	679.83	8,837,790	672.45	8,741,876	2.70
6	JT INTERNATIONAL BHD	株式	マレーシア	タバコ	47,000	176.08	8,275,572	171.79	8,074,036	2.50
7	KT&G CORP	株式	韓国	タバコ	1,800	4,565.48	8,217,864	4,396.66	7,913,988	2.45
8	JIANGSU EXPRESS	株式	中国	運送インフラ	86,000	91.38	7,858,835	88.54	7,614,096	2.36
9	KANGWON LAND INC	株式	韓国	ホテル・レストラン・レジャー	3,800	2,047.86	7,781,868	1,963.45	7,461,110	2.31
10	ST SHINE OPTICAL CO LTD	株式	台湾	ヘルスケア機器・用品	7,000	1,085.70	7,599,900	1,037.76	7,264,320	2.25
11	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	株式	台湾	各種金融サービス	58,000	113.36	6,575,112	114.49	6,640,536	2.05
12	WESFARMERS LTD	株式	オーストラリア	食品・生活必需品小売り	2,400	2,710.69	6,505,651	2,743.20	6,583,680	2.04
13	ELECTRICITY GENERATING PCL NVDR	株式	タイ	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	23,000	294.56	6,774,880	285.36	6,563,165	2.03
14	ADVANCED INFO SERVICE PCL	株式	タイ	無線通信サービス	31,000	221.58	6,868,903	211.06	6,542,783	2.02

15	M1 LTD	株式	シンガポール	無線通信サービス	42,000	159.43	6,695,850	155.60	6,535,150	2.02
16	SP AUSNET	株式	オーストラリア	電力	90,000	72.75	6,547,104	71.93	6,473,952	2.00
17	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	株式	オーストラリア	商業銀行	3,300	1,888.95	6,233,526	1,920.65	6,338,133	1.96
18	AMCOR LTD	株式	オーストラリア	容器・包装	11,000	555.96	6,115,507	568.15	6,249,619	1.93
19	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	株式	シンガポール	各種電気通信サービス	31,000	195.14	6,049,222	201.51	6,246,909	1.93
20	PLUS EXPRESSWAYS BHD	株式	マレーシア	運送インフラ	53,000	119.53	6,334,984	117.65	6,235,556	1.93
21	STARHUB LTD	株式	シンガポール	無線通信サービス	38,000	163.89	6,227,778	162.61	6,179,313	1.91
22	TELEKOM MALAYSIA BHD	株式	マレーシア	各種電気通信サービス	62,000	101.30	6,280,848	99.16	6,147,920	1.90
23	PETRONAS GAS BHD	株式	マレーシア	ガス	20,000	303.38	6,067,520	300.16	6,003,200	1.86
24	COCA-COLA AMATIL LTD	株式	オーストラリア	飲料	6,500	938.78	6,102,096	912.77	5,933,034	1.84
25	WOOLWORTHS LTD	株式	オーストラリア	食品・生活必需品小売り	2,700	2,266.09	6,118,433	2,186.43	5,903,366	1.83
26	METCASH LTD	株式	オーストラリア	食品・生活必需品小売り	17,000	349.50	5,941,568	344.63	5,858,662	1.81
27	NWS HOLDINGS LTD	株式	香港	コングロマリット	42,000	140.18	5,887,644	136.60	5,737,133	1.78
28	GLOBE TELECOM INC	株式	フィリピン	無線通信サービス	3,800	1,515.15	5,757,570	1,461.50	5,553,700	1.72
29	HTC CORPORATION	株式	台湾	通信機器	2,000	2,509.80	5,019,600	2,760.78	5,521,560	1.71
30	SHENZHEN EXPRESSWAY CO LTD	株式	中国	運送インフラ	110,000	50.70	5,576,714	49.64	5,460,774	1.69

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成23年1月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	各種電気通信サービス	10.22
	無線通信サービス	9.23
	運送インフラ	7.87
	電力	7.78
	食品・生活必需品小売り	6.74
	タバコ	4.95
	半導体・半導体製造装置	4.68
	通信機器	4.56
	商業銀行	3.52
	ホテル・レストラン・レジャー	3.41
	ガス	3.16
	食品	2.70
	コングロマリット	2.67
	電子装置・機器・部品	2.59
	ヘルスケア機器・用品	2.25
	各種金融サービス	2.05
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.03
	容器・包装	1.93
	飲料	1.84
	繊維・アパレル・贅沢品	1.69
	不動産管理・開発	1.68
	石油・ガス・消耗燃料	1.64
	金属・鉱業	1.60
	自動車部品	1.59
	保険	1.39
	紙製品・林産品	0.99
	レジャー用品	0.89
	コンピュータ・周辺機器	0.69
株式 計		96.35
投資信託受益証券		1.92
合計		98.27

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成23年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 （百万円）		1口当たり純資産額 （円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末（平成22年9月21日現在）	316	316	1.0547	1.0547
	第2期末（平成22年10月20日現在）	311	311	1.0379	1.0379
	第3期末（平成22年11月22日現在）	327	327	1.0884	1.0884
	第4期末（平成22年12月20日現在）	329	329	1.0956	1.0956
	第5期末（平成23年1月20日現在）	332	332	1.1036	1.1036
	平成22年8月末	296	—	0.9889	—
	9月末	316	—	1.0552	—
	10月末	314	—	1.0475	—
	11月末	323	—	1.0757	—
	12月末	324	—	1.0773	—
	平成23年1月末	323	—	1.0719	—

【分配の推移】

		1口当たりの分配額（円）
第1特定期間	第1期	—
	第2期	—
	第3期	—
	第4期	—
	第5期	—

【収益率の推移】

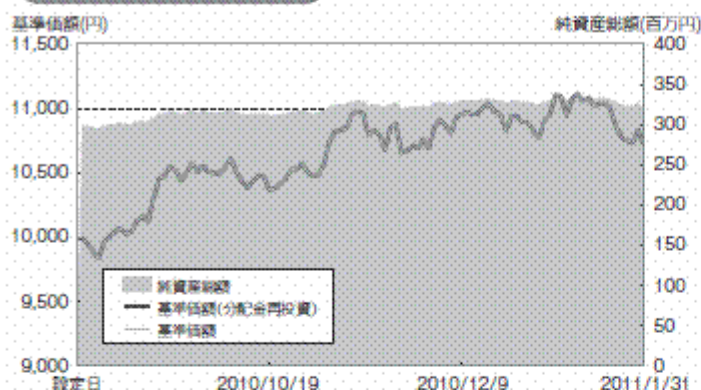
		収益率（％）
第1特定期間	第1期	5.47
	第2期	1.59
	第3期	4.87
	第4期	0.66
	第5期	0.73

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額—前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

<< 参考情報 >>

データの基準日:2011年1月31日

基準価額・純資産の推移 (設定日(2010年8月27日)～2011年1月31日)



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定後の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年8月27日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第1期	(2010.09.21)	0円
第2期	(2010.10.20)	0円
第3期	(2010.11.22)	0円
第4期	(2010.12.20)	0円
第5期	(2011.01.20)	0円
直近1年間累計		0円
設定以来累計		0円

(注)分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は純資産総額に対する当該資産の時価比率。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	香港	15.66
	オーストラリア	15.01
	台湾	13.11
	タイ	10.63
	マレーシア	9.29
	その他	32.66
投資信託受益証券	オーストラリア	1.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.73
合計(純資産総額)		100.00

組入上位5業種

種類	業種	投資比率(%)
株式	各種電気通信サービス	10.22
	無線通信サービス	9.23
	運送インフラ	7.87
	電力	7.78
	食品・生活必需品小売り	6.74

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
1	PCCW LTD	株式	香港	各種電気通信サービス	4.01
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体装置	3.13
3	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	株式	香港	電力	3.07
4	VTECH HOLDINGS LTD	株式	バングラデシュ	通信機器	2.85
5	CLP HOLDINGS LTD	株式	香港	電力	2.70
6	JT INTERNATIONAL BHD	株式	マレーシア	タバコ	2.50
7	KT&G CORP	株式	韓国	タバコ	2.45
8	JIANGSU EXPRESS	株式	中国	運送インフラ	2.36
9	KANGWON LAND INC	株式	韓国	ホテル/トラバラー	2.31
10	ST SHINE OPTICAL CO LTD	株式	台湾	ヘルスケア機器/用品	2.25

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2010年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	300,059,834	-
	第2期	174,039	-
	第3期	683,360	-
	第4期	266,855	-
	第5期	342,500	10,751

(注) 本邦外における設定及び解約はございません。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】****お申込みの方法**

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとしします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、継続申込期間中において、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額

当初自己設定

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額（当初自己設定においては1口当たり1円とします。）に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、お申込手数料はかかりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

払込期日

当初自己設定

委託会社は、設定日（平成22年8月27日）に、当初自己設定にかかる発行価額の総額を、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込みます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する

口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

解約単位

各販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成22年8月27日から原則として平成32年7月21日までですが、下記「(5) その他 償還規定」の場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

1) 計算期間は原則として毎月21日から翌月20日までとします。

ただし、第1期計算期間は、平成22年9月21日までとします。

2) 上記1)の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

償還規定

1) 委託会社は、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 上記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 上記2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2)から4)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 6) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更2)」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、上記2)に規定する書面に付記します。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託会社指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3) 上記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 上記2)から4)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 上記1)から6)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記1)から7)の規定にしたがい信託約款を変更します。
- 9) 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記の「償還規定」3)または上記2)に規定する書面に付記します。
- 10) 上記2)に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年1月20日、7月20日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第37条により、平成22年8月27日から平成22年9月21日までとなっております。
- (3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成22年8月27日から平成23年1月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【D I A Mアジア・オセアニア好配当株オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成23年 1 月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	4,438,179
コール・ローン	2,106,760
株式	320,458,244
投資信託受益証券	6,227,605
流動資産合計	333,230,788
資産合計	333,230,788
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,868
未払受託者報酬	23,556
未払委託者報酬	441,910
その他未払費用	2,083
流動負債合計	478,417
負債合計	478,417
純資産の部	
元本等	
元本	301,515,837
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	31,236,534
(分配準備積立金)	31,113,402
元本等合計	332,752,371
純資産合計	332,752,371
負債純資産合計	333,230,788

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成22年 8 月27日 至 平成23年 1 月20日
営業収益	
受取配当金	4,420,956
受取利息	6,902
有価証券売買等損益	29,997,410
為替差損益	681,814
営業収益合計	33,743,454
営業費用	
受託者報酬	107,474
委託者報酬	2,015,990
その他費用	* ₁ 505,475
営業費用合計	2,628,939
営業利益	31,114,515
経常利益	31,114,515
当期純利益	31,114,515
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	89
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	123,136
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	123,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,028
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,028
分配金	* ₂ -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,236,534

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自平成22年8月27日 至平成23年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、金融商品取引所等にお ける最終相場（最終相場のないもの については、それに準ずる価額）、又 は金融商品取引業者等から提示され る気配相場に基づいて評価しており ます。
2. デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における特定期 間末日の対顧客先物売買相場の仲値 によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対 顧客電信売買相場の仲値により円貨 に換算するほか、「投資信託財産の 計算に関する規則」（平成12年総理 府令第133号）第60条及び同第61条 にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	当期 平成23年1月20日現在
*1 期首元本額	300,000,000円
期中追加設定元本額	1,526,588円
期中解約元本額	10,751円
*2 特定期間末日における受益権の 総数	301,515,837口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当期 自平成22年8月27日 至平成23年1月20日
*1 その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（9,501円）、保管費用（495,974円）となっております。
*2 分配金の計算過程	（平成22年8月27日から平成22年9月21日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,071,669円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（14,327,094円）、信託約款に規定される収益調整金（1,511円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は16,400,274円（1万口当たり546.57円）であります、分配を行っておりません。 （平成22年9月22日から平成22年10月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,830円）及び分配準備積立金（16,398,763円）より分配対象収益は16,408,593円（1万口当たり546.53円）であります、分配を行っておりません。 （平成22年10月21日から平成22年11月22日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（804,440円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（9,343,359円）、信託約款に規定される収益調整金（64,717円）及び分配準備積立金（16,398,763円）より分配対象収益は26,611,279円（1万口当たり884.34円）であります、分配を行っておりません。

	（平成22年11月23日から平成22年12月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（907,455円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（1,263,305円）、信託約款に規定される収益調整金（89,516円）及び分配準備積立金（26,546,562円）より分配対象収益は28,806,838円（1万口当たり956.45円）であります。分配を行っておりません。 （平成22年12月21日から平成23年1月20日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（123,652円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,273,452円）、信託約款に規定される収益調整金（123,132円）及び分配準備積立金（28,716,298円）より分配対象収益は31,236,534円（1万口当たり1,035.98円）であります。分配を行っておりません。
--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自平成22年8月27日 至平成23年1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。

金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 平成23年1月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)株式及び投資信託受益証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	当期 自平成22年8月27日 至平成23年1月20日
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株 式	7,322,592
投資信託受益証券	89,893
合 計	7,412,485

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	当期 平成23年1月20日現在
1口当たり純資産額	1.1036円
（1万口当たり純資産額）	(11,036円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

平成23年1月20日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
インドネシアルピア	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	105,000	4,725.000	496,125,000.000	
	TELEKOMUNIKASI TBK	52,000	7,800.000	405,600,000.000	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	110,000	4,325.000	475,750,000.000	
インドネシアルピア小計	銘柄数 : 3	267,000		1,377,475,000.000	
	組入時価比率 : 3.81%			(12,672,770)	
	合計時価比率 : 3.88%				
フィリピンペソ	GLOBE TELECOM INC	3,800	819.000	3,112,200.000	
フィリピンペソ小計	銘柄数 : 1	3,800		3,112,200.000	
	組入時価比率 : 1.73%			(5,757,570)	
	合計時価比率 : 1.76%				
タイバーツ	BANGKOK EXPRESSWAY PCL-NVDR	58,000	19.500	1,131,000.000	
	SIAM MAKRO PCL NVDR	8,900	161.000	1,432,900.000	
	ELECTRICITY GENERATING PCL NVDR	23,000	112.000	2,576,000.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	70,000	23.700	1,659,000.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	31,000	84.250	2,611,750.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	38,000	32.000	1,216,000.000	
	LAND AND HOUSES PCL NVDR	182,000	6.100	1,110,200.000	
	SOMBOON ADVANCE TECHNOLOGY PCL	78,000	26.250	2,047,500.000	
タイバーツ小計	銘柄数 : 8	488,900		13,784,350.000	
	組入時価比率 : 11.14%			(37,079,902)	
	合計時価比率 : 11.35%				
香港ドル	VTECH HOLDINGS LTD	10,000	92.100	921,000.000	
	JIANGSU EXPRESS	86,000	8.670	745,620.000	
	SHENZHEN EXPRESSWAY CO LTD	110,000	4.810	529,100.000	
	SHANDONG CHENMING PAPER HOLDINGS LTD	45,000	6.870	309,150.000	
	CLP HOLDINGS LTD	13,000	64.500	838,500.000	
	CAFE DE CORAL HOLDINGS LTD	22,000	20.150	443,300.000	
	PCCW LTD	340,000	3.530	1,200,200.000	
	CNOOC LTD	29,000	19.400	562,600.000	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	25,000	36.900	922,500.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	19,000	27.700	526,300.000	
	NWS HOLDINGS LTD	42,000	13.300	558,600.000	
	SHUN TAK HOLDINGS LTD	56,000	5.460	305,760.000	

	KINGBOARD LAMINATES HOLDING	36,000	8.010	288,360.000	
	BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	200,000	3.200	640,000.000	
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS HONG KONG HOLDINGS LTD	140,000	2.720	380,800.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 15	1,173,000		9,171,790.000	
	組入時価比率 : 29.11%			(96,854,102)	
	合計時価比率 : 29.65%				
韓国ウォン	KT&G CORP	1,800	62,200.000	111,960,000.000	
	KANGWON LAND INC	3,800	27,900.000	106,020,000.000	
	KOREAN REINSURANCE CO	5,000	12,450.000	62,250,000.000	
韓国ウォン小計	銘柄数 : 3	10,600		280,230,000.000	
	組入時価比率 : 6.22%			(20,680,974)	
	合計時価比率 : 6.33%				
新台湾ドル	ACER INC	10,000	82.800	828,000.000	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	26,000	68.700	1,786,200.000	
	RADIUM LIFE TECH CO LTD	24,000	40.600	974,400.000	
	GIANT MANUFACTURING	9,000	122.000	1,098,000.000	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	58,000	40.200	2,331,600.000	
	HTC CORPORATION	2,000	890.000	1,780,000.000	
	ST SHINE OPTICAL CO LTD	7,000	385.000	2,695,000.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	47,000	78.000	3,666,000.000	
新台湾ドル小計	銘柄数 : 8	183,000		15,159,200.000	
	組入時価比率 : 12.89%			(42,900,536)	
	合計時価比率 : 13.13%				
シンガポール・ドル	CHINA MERCHANTS HOLDINGS PACIFIC LTD	70,000	0.725	50,750.000	
	M1 LTD	42,000	2.500	105,000.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	31,000	3.060	94,860.000	
	VENTURE CORP LTD	4,000	9.900	39,600.000	
	STARHUB LTD	38,000	2.570	97,660.000	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 5	185,000		387,870.000	
	組入時価比率 : 7.45%			(24,792,650)	
	合計時価比率 : 7.59%				
マレーシアリングgit	JT INTERNATIONAL BHD	47,000	6.570	308,790.000	
	PLUS EXPRESSWAYS BHD	53,000	4.460	236,380.000	
	PETRONAS GAS BHD	20,000	11.320	226,400.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	62,000	3.780	234,360.000	
	QSR BRANDS BHD	24,000	5.360	128,640.000	
マレーシアリングgit小計	銘柄数 : 5	206,000		1,134,570.000	
	組入時価比率 : 9.18%			(30,531,279)	
	合計時価比率 : 9.35%				

オーストラリアドル	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	3,300	23.240	76,692.000	
	AMCOR LTD	11,000	6.840	75,240.000	
	COCA-COLA AMATIL LTD	6,500	11.550	75,075.000	
	RIO TINTO LIMITED	740	87.620	64,838.800	
	WESFARMERS LTD	2,400	33.350	80,040.000	
	WOOLWORTHS LTD	2,700	27.880	75,276.000	
	METCASH LTD	17,000	4.300	73,100.000	
	SP AUSNET	90,000	0.895	80,550.000	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 8	133,640		600,811.800	
	組入時価比率 : 14.78%			(49,188,462)	
	合計時価比率 : 15.06%				
合計				320,458,244	
				(320,458,244)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

株式以外の有価証券

平成23年1月20日現在

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	WESTFIELD GROUP	6,100.00	59,841.000	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	6,100.00	16,226.000	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 2	12,200.00	76,067.000	
	組入時価比率 : 1.87%		(6,227,605)	
	合計時価比率 : 1.91%			
合計			6,227,605	
			(6,227,605)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
インドネシアルピア	株式 3銘柄	3.81%	3.88%
フィリピンペソ	株式 1銘柄	1.73%	1.76%
タイバーツ	株式 8銘柄	11.14%	11.35%
香港ドル	株式 15銘柄	29.11%	29.65%
韓国ウォン	株式 3銘柄	6.22%	6.33%
新台湾ドル	株式 8銘柄	12.89%	13.13%
シンガポール・ドル	株式 5銘柄	7.45%	7.59%
マレーシアリングgit	株式 5銘柄	9.18%	9.35%

オーストラリアドル	株式	8銘柄	14.78%	15.06%
オーストラリアドル	投資信託受益証券	2銘柄	1.87%	1.91%

(注)「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年1月31日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	328,386,966円
負債総額	5,180,738円
純資産総額（ - ）	323,206,228円
発行済数量	301,516,767口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0719円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2) 前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 上記1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

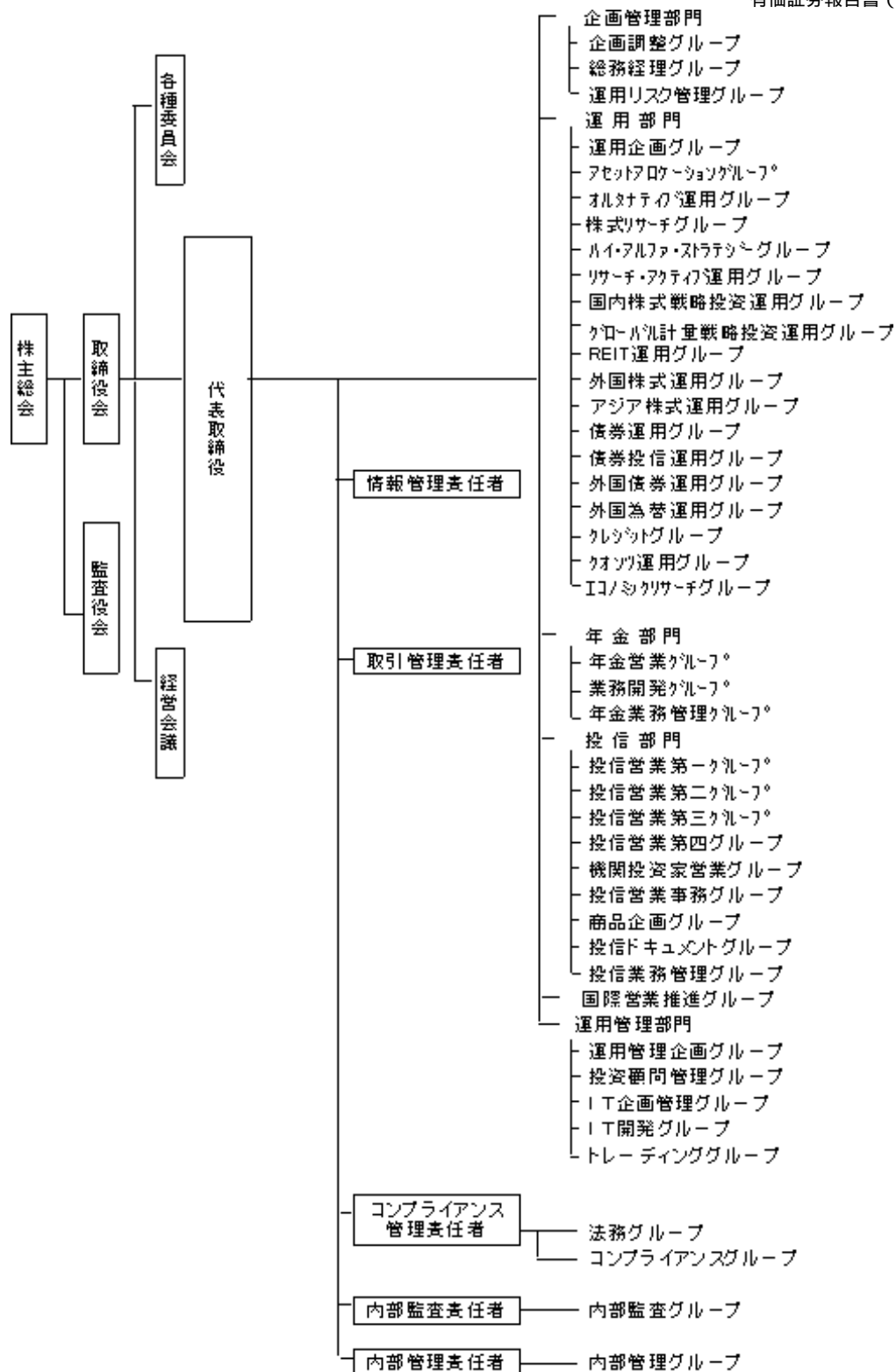
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（2）会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成23年1月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

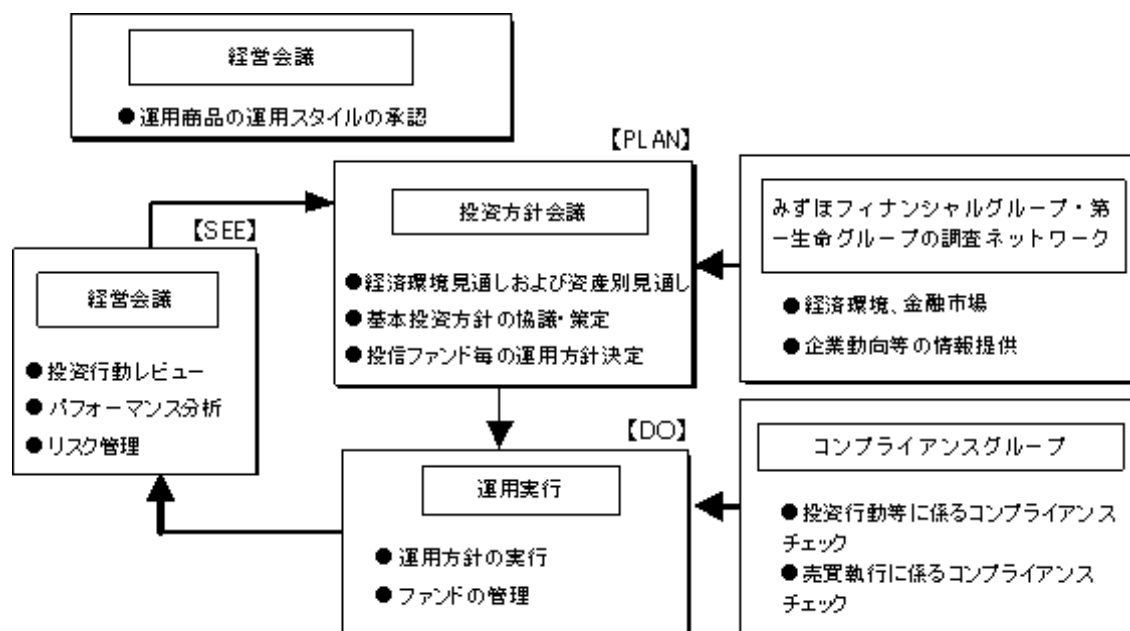
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成23年1月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は282本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 （単位：円）
単位型株式投資信託	18	77,315,067,286
追加型株式投資信託	250	4,186,873,619,098
単位型公社債投資信託	13	109,353,257,373
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	322,433,001
合計	282	4,373,864,376,758

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表および中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）および第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第26期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第24期 （平成21年3月31日現在）	第25期 （平成22年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	12,558,999	13,820,588
金銭の信託	-	399,833
前払費用	54,242	33,221
未収委託者報酬	2,254,741	3,169,323
未収運用受託報酬	1,046,291	1,000,785
未収投資助言報酬	2 252,337	2 271,577
未収収益	197,045	247,552
未収消費税等	98,402	-
繰延税金資産	369,826	383,608
その他	23,865	21,009
流動資産計	16,855,752	19,347,501
固定資産		
有形固定資産	501,481	599,421
建物	1 283,511	1 237,642
器具備品	1 201,169	1 351,237
建設仮勘定	16,799	10,541
無形固定資産	721,812	964,184
商標権	1 1,335	1 804
ソフトウェア	1 555,121	1 557,870
ソフトウェア仮勘定	157,595	397,829
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 611	1 531
投資その他の資産	4,051,090	5,247,891
投資有価証券	498,041	1,194,081
関係会社株式	1,661,144	2,161,144
繰延税金資産	442,390	403,908
長期差入保証金	1,169,961	1,187,070
その他	306,478	328,612
貸倒引当金	26,925	26,925
固定資産計	5,274,384	6,811,497
資産合計	22,130,137	26,158,999

（単位：千円）

	第24期 （平成21年3月31日現在）	第25期 （平成22年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	37,445	119,466
未払金	1,293,636	1,526,031
未払収益分配金	8,201	7,837
未払償還金	48,993	96,340
未払手数料	931,529	1,206,815
その他未払金	304,912	215,038
未払費用	2 1,040,620	2 1,522,325
未払法人税等	179,557	1,283,275
未払消費税等	-	113,923
賞与引当金	618,303	572,614
その他	20,741	38,231
流動負債計	3,190,304	5,175,867
固定負債		
退職給付引当金	404,437	488,790
役員退職慰労引当金	145,732	96,342
固定負債計	550,169	585,133
負債合計	3,740,474	5,761,000
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	13,962,732	15,737,995
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	10,040,000	11,650,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	3,299,438	3,464,702
株主資本計	18,391,210	20,166,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,547	231,525
評価・換算差額等計	1,547	231,525
純資産合計	18,389,662	20,397,999
負債・純資産合計	22,130,137	26,158,999

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）		第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	24,552,133		26,734,588	
運用受託報酬	4,509,994		4,297,349	
投資助言報酬	1,228,096		1,027,153	
その他営業収益	697,007		723,055	
営業収益計		30,987,232		32,782,146
営業費用				
支払手数料	10,967,681		13,000,141	
広告宣伝費	488,151		218,782	
公告費	-		1,767	
調査費	5,076,631		5,056,427	
調査費	2,506,175		2,555,070	
委託調査費	2,570,455		2,501,356	
委託計算費	325,174		351,370	
営業雑経費	812,013		679,608	
通信費	35,872		32,088	
印刷費	732,985		613,198	
協会費	25,313		21,225	
諸会費	41		41	
支払販売手数料	17,800		13,054	
営業費用計		17,669,652		19,308,097
一般管理費				
給料	4,587,983		4,678,614	
役員報酬	1 234,353		1 244,725	
給料・手当	3,647,502		3,840,052	
賞与	706,127		593,836	
交際費	44,085		45,342	
寄付金	4,462		3,450	
旅費交通費	308,237		269,516	
租税公課	82,762		85,030	
不動産賃借料	801,086		791,980	
退職給付費用	106,223		132,513	
固定資産減価償却費	330,412		397,252	
福利厚生費	22,556		22,233	
修繕費	6,755		5,615	
賞与引当金繰入	618,303		572,614	
役員退職慰労引当金繰入	42,570		45,086	
役員退職金	13,175		18,129	
機器リース料	973		2,191	
事務委託費	247,087		285,449	
消耗品費	84,099		78,753	
器具備品費	6,094		2,046	
諸経費	177,386		88,728	
一般管理費計		7,484,253		7,524,549
営業利益		5,833,325		5,949,500

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）		第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	4,558		5,287	
受取利息	59,458		18,745	
時効成立分配金	164		157	
投資信託解約益	-		559,971	
先物利益	180,422		-	
雑収入	5,482		3,431	
営業外収益計		250,086		587,592
営業外費用				
為替差損	24,553		17,771	
時効成立後支払分配金	517		444	
投資信託解約損	38,254		-	
先物損失	-		719,577	
金銭の信託運用損	-		1,116	
営業外費用計		63,325		738,911
経常利益		6,020,086		5,798,181
特別損失				
固定資産除却損	2 14,476		2 21,626	
固定資産売却損	-		2,464	
ゴルフ会員権評価損	6,000		-	
投資有価証券評価損	484,009		-	
特別損失計		504,485		24,090
税引前当期純利益		5,515,600		5,774,091
法人税、住民税及び事業税		2,301,373		2,508,095
法人税等調整額		30,266		135,267
法人税等合計		2,271,106		2,372,828
当期純利益		3,244,494		3,401,263

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	7,040,000	10,040,000
	当期変動額	3,000,000	1,610,000
	当期末残高	10,040,000	11,650,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	6,054,944	3,299,438
	当期変動額		
	剰余金の配当	3,000,000	1,626,000
	別途積立金の積立	3,000,000	1,610,000
	当期純利益	3,244,494	3,401,263
	当期末残高	3,299,438	3,464,702
	株主資本合計		
	前期末残高	18,146,716	18,391,210
	当期変動額	244,494	1,775,263
	当期末残高	18,391,210	20,166,473
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	10,012	1,547
	当期変動額（純額）	8,464	233,073
	当期末残高	1,547	231,525
純資産合計			
	前期末残高	18,136,703	18,389,662
	当期変動額	252,958	2,008,336
	当期末残高	18,389,662	20,397,999

[次へ](#)

重要な会計方針

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. 金銭の信託の評価基準および評価方法 時価法 3. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） 同左 5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左 6. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (会計方針の変更) 当事業年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。 (4) 同左

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	7. リース取引の処理方法 同左 8. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第24期（平成21年3月31日現在）	第25期（平成22年3月31日現在）
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	

表示方法の変更

第24期（平成21年3月31日現在）	第25期（平成22年3月31日現在）
（貸借対照表） 1．前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 2．前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。	

追加情報

第24期（平成21年3月31日現在）	第25期（平成22年3月31日現在）
	当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

負債対照表(関係先)

第24期（平成21年3月31日現在）	第25期（平成22年3月31日現在）												
1．固定資産の減価償却累計額 建物426,679千円 器具備品290,397千円 商標権6,351千円 ソフトウェア648,713千円 電話施設利用権985千円	1．固定資産の減価償却累計額 建物471,484千円 器具備品356,326千円 商標権6,882千円 ソフトウェア684,370千円 電話施設利用権1,065千円												
2．関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 <table><tr><td>流動資産</td><td>未収投資助言報酬</td><td>251,392千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>345,744千円</td></tr></table>	流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円	流動負債	未払費用	345,744千円	2．関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 <table><tr><td>流動資産</td><td>未収投資助言報酬</td><td>270,492千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>400,075千円</td></tr></table>	流動資産	未収投資助言報酬	270,492千円	流動負債	未払費用	400,075千円
流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円											
流動負債	未払費用	345,744千円											
流動資産	未収投資助言報酬	270,492千円											
流動負債	未払費用	400,075千円											

（損益計算書関係）

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 2. 固定資産除却損の内訳 建物 2,251千円 器具備品 9,818千円 ソフトウェア 2,406千円	1. 役員報酬の限度額 同左 2. 固定資産除却損の内訳 建物 1,199千円 器具備品 15,159千円 ソフトウェア 5,267千円

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

（リース取引関係）

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)				第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)			
1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額				1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額			
	器具備品	その他	合計		器具備品	その他	合計
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円
減価償却累計額相当額	52,335千円	-	52,335千円	減価償却累計額相当額	75,063千円	-	75,063千円
期末残高相当額	38,265千円	-	38,265千円	期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
	1年以内	1年超	合計		1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円	未経過リース料期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円
当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額				当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額			
支払リース料		24,096千円		支払リース料		24,096千円	
減価償却費相当額		22,727千円		減価償却費相当額		22,727千円	
支払利息相当額		1,501千円		支払利息相当額		845千円	
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				減価償却費相当額の算定方法 同左			
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				利息相当額の算定方法 同左			
2．オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。				2．オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額			
	1年以内	1年超	合計		1年以内	1年超	合計
	1,609千円	1,475千円	3,084千円				

（金融商品関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	
(1)金融商品に対する取組方針	資金運用については短期的な預金等に限定しております。 デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。
(2)金融商品の内容およびそのリスク	投資有価証券および金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託であり、為替および市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。 長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金であります。 デリバティブ取引は、投資有価証券および金銭の信託に係る為替および市場価格の変動リスクの低減を目的とした為替予約取引および株価指数先物取引等であります。
(3)金融商品に係るリスク管理体制	信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて取引残高、損益およびリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	13,820,588	13,820,588	-
(2) 金銭の信託	399,833	399,833	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,111,335	1,111,335	-
(4) 長期差入保証金	61,485	61,485	-
資産計	15,393,243	15,393,243	-
(1) 未払法人税等	1,283,275	1,283,275	-
負債計	1,283,275	1,283,275	-
デリバティブ取引(*)	(38,094)	(38,094)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金として表示しているもののうち、短期間で回収されることが見込まれるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等（貸借対照表計上額1,125,584千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,819,459	-	-	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-
(3) 長期差入保証金(*)	61,485	-	-	-
合計	13,880,945	-	-	-

(*) 長期差入保証金のうち、継続的に契約予定である本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等1,125,584千円は含めておりません。

(注4) 社債、新株予約権付社債および長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第24期（平成21年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差 額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	146,101	146,101	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	271,802	269,192	2,610
小計	417,904	415,294	2,610
合計	417,904	415,294	2,610

5．当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6．当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3,021,000	20,615	58,869

7．時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	368,968	146,101	222,866
債券	-	-	-
その他（投資信託）	716,414	544,802	171,611
小計	1,085,382	690,904	394,477
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	25,953	30,000	4,047
小計	25,953	30,000	4,047
合計	1,111,335	720,904	390,430

（注）非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,070,000	563,988	4,017

（金銭の信託関係）

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	399,833	838

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
(1)取引の内容 為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。 (2)取引に対する取組方針 実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。 (3)取引の利用目的 その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。 (4)取引に係るリスクの内容 為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。 (5)取引に係るリスク管理体制 取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。 (6)取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

２．取引の時価等に関する事項

（１）通貨関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	24,432	-	24,960	528
	香港ドル	34,020	-	34,412	392
	豪ドル	77,510	-	78,736	1,226
	シンガポールドル	12,564	-	12,672	107
合計		148,527	-	150,782	2,255

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（２）株式関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	212,667	-	230,215	17,547
合計		212,667	-	230,215	17,547

（注2）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第25期（平成22年3月31日現在）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（１）通貨関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	22,960	-	743	743
	香港ドル	27,416	-	264	264
	豪ドル	101,481	-	1,076	1,076
	シンガポールドル	14,547	-	154	154
合計		166,405	-	2,238	2,238

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（２）株式関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	561,971	-	29,413	29,413
合計		561,971	-	29,413	29,413

（注2）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 不動産投資信託関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	REIT指数先物取引 売建	104,418	-	6,442	6,442
合計		104,418	-	6,442	6,442

(注3) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

(1) 退職給付債務 (平成21年3月31日現在) (千円)

退職給付債務	431,448
未認識数理計算上の差異	27,011
退職給付引当金	404,437

(2) 退職給付費用 (千円)

勤務費用	71,958
確定拠出年金 拠出額	34,264
退職給付費用	106,223

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第24期 (平成21年3月31日)
(1)	割引率(%)	1.5
(2)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3)	数理計算上の差異の処理年数(年)	5

第25期（平成22年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

第25期
(平成22年3月31日現在) (千円)

(1)	退職給付債務	530,305
(2)	未認識数理計算上の差異	41,515
	退職給付引当金	488,790

3．退職給付費用に関する事項

第25期
(自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日) (千円)

(1)	勤務費用	82,653
(2)	利息費用	6,471
(3)	数理計算上の差異の費用処理額	5,402
(4)	確定拠出年金 拠出額	37,987
	退職給付費用	132,513

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 割引率(%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数(年)	5

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第24期 (平成21年3月31日現在)	第25期 (平成22年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	19,218	108,541
未払事業所税	6,269	6,290
賞与引当金	251,649	233,054
未払法定福利費	27,146	26,912
未払確定拠出年金掛金	2,667	2,712
減価償却超過額	7,579	17,598
減価償却超過額（一括償却資産）	8,559	6,098
繰延資産償却超過額（税法上）	46,274	89,657
その他（未払金等）	461	-
退職給付引当金	164,605	198,937
役員退職慰労引当金	59,313	39,211
ゴルフ会員権評価損	5,577	5,577
投資有価証券評価損	196,991	66,421
貸倒引当金繰入額	14,840	14,840
その他有価証券評価差額金	1,062	-
繰延税金資産合計	812,216	815,851
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	28,334
繰延税金負債合計	-	28,334
差引繰延税金資産の純額	812,216	787,517

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第25期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（関連当事者との取引）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名， 出向3名， 転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	718,870	未収投資助言報酬	172,117
								販売手数料の支払	17,800	-	-
								保険料の支払	5,828	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	933,784	未払費用	236,518
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	324,748	未払費用	109,093

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	6,500 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,531,236	未払 手数料	96,917
								預金の引出 (純額)	300,370	現金・ 預金	322,365
								受取利息	894	未収 収益	-
	株式会社 みずほコーポ レート銀行	東京都 千代田 区	10,709 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	701,162	未払 手数料	91,628
								預金の引出 (純額)	1,034,219	現金・ 預金	11,438,676
								受取利息	55,734	未収 収益	4,158
	みずほ第一 フィナンシャ ルテクノロ ジー株式会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の 運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	299,054	未払 費用	117,438
								業務委託料 の支払	17,550	未払 費用	2,677

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

（注5）預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名， 出向3名， 転籍2名	資産の運用および 助言、当社設定 投資の販売	資産運用の 助言の顧問料 の受入	711,279	未収投資 助言報酬	190,025
								販売手数料の 支払	13,054	-	-
								保険料の支払	6,572	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- （注5）平成22年4月1日付にて、第一生命保険相互会社は、相互会社から株式会社へ組織変更しております。新会社の商号は、第一生命保険株式会社であります。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	785,924	未払費用	296,169
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	244,629	未払費用	98,673

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- （注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,434,905	未払 手数料	122,995
								預金の預入 (純額)	90,148	現金・ 預金	412,513
								受取利息	199	未収 収益	-
	株式会社 みずほコーポ レート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	613,204	未払 手数料	104,436
								預金の預入 (純額)	1,133,958	現金・ 預金	12,572,634
								受取利息	16,966	未収 収益	1,071
	みずほ第一 フィナンシャ ルテクノロ ジー株式会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の 運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	247,604	未払 費用	113,245
								業務委託料 の支払	48,770	未払 費用	36,277
	資産管理サー ビス信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産 管理等	-	-	当社信託 財産の 運用	信託元本の 追加 (純額)	401,000	金銭の 信託	399,833
								信託報酬の 支払	130		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 849,916円62銭 1株当たり当期純利益金額 141,719円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
当期純利益	3,244,494千円	3,401,263千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,244,494千円	3,401,263千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management(HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号： DIAM Asset Management(HK)Limited 主な事業内容： 資産運用業務 設 立 年 月 日： 平成21年3月19日 資 本 金： 500,000千円 発行済株式総数： 500,000株 出 資 の 総 額： 500,000千円 出 資 比 率： 当社100%	—

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	11,413,600
金銭の信託	2,920,386
前払費用	70,721
未収委託者報酬	2,870,054
未収運用受託報酬	1,587,601
未収投資助言報酬	258,177
未収収益	248,853
繰延税金資産	379,771
その他	27,218
流動資産計	19,776,384
固定資産	
有形固定資産	475,455
建物	1 200,226
器具備品	1 275,229
無形固定資産	1,053,160
商標権	1 657
ソフトウェア	1 843,268
ソフトウェア仮勘定	201,594
電話加入権	7,148
電話施設利用権	1 491
投資その他の資産	4,780,724
投資有価証券	744,900
関係会社株式	2,161,144
繰延税金資産	501,175
長期差入保証金	1,126,064
その他	274,365
貸倒引当金	26,925
固定資産計	6,309,341
資産合計	26,085,726

（単位：千円）

	第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	48,469
未払金	1,382,417
未払収益分配金	5,782
未払償還金	96,340
未払手数料	1,104,913
その他未払金	175,381
未払費用	1,319,766
未払法人税等	1,403,804
未払消費税等	127,640
前受収益	4,618
賞与引当金	574,949
その他	1,954
流動負債計	4,863,621
固定負債	
退職給付引当金	527,297
役員退職慰労引当金	114,975
固定負債計	642,273
負債合計	5,505,894
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	16,008,292
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	13,430,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,954,999
株主資本計	20,436,770
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	143,061
評価・換算差額等計	143,061
純資産合計	20,579,831
負債・純資産合計	26,085,726

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬	12,201,192		
運用受託報酬	2,208,627		
投資助言報酬	507,704		
その他営業収益	389,513		
営業収益計			15,307,036
営業費用			
支払手数料	5,187,472		
広告宣伝費	138,372		
公告費	2,297		
調査費	2,474,627		
調査費	1,342,551		
委託調査費	1,132,076		
委託計算費	170,599		
営業雑経費	360,908		
通信費	15,757		
印刷費	314,154		
協会費	11,780		
諸会費	19		
支払販売手数料	19,198		
営業費用計			8,334,278
一般管理費			
給料	2,017,035		
役員報酬	114,069		
給料・手当	1,902,965		
交際費	19,811		
寄付金	3,335		
旅費交通費	125,337		
租税公課	48,553		
不動産賃借料	379,036		
退職給付費用	66,781		
固定資産減価償却費	1 243,188		
福利厚生費	11,501		
修繕費	20,312		
賞与引当金繰入	574,949		
役員退職慰労引当金繰入	26,751		
役員退職金	540		
機器リース料	1,135		
事務委託費	140,006		
消耗品費	35,920		
器具備品費	258		
諸経費	78,421		
一般管理費計			3,792,878
営業利益			3,179,879

（単位：千円）

	第26期中間会計期間 （自平成22年4月1日至平成22年9月30日）	
営業外収益		
受取配当金	4,651	
受取利息	5,935	
時効成立分配金	15	
為替差益	4,255	
投資信託解約益	86,546	
先物利益	26,131	
金銭信託運用益	20,662	
雑収入	7,666	
営業外収益計		155,865
経常利益		3,335,745
特別損失		
固定資産除却損	27,791	
固定資産売却損	1,440	
特別損失計		29,232
税引前中間純利益		3,306,512
法人税、住民税及び事業税		1,388,928
法人税等調整額		32,712
法人税等合計		1,356,215
中間純利益		1,950,296

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
株主資本		
	資本金	
	前期末残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	前期末残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	前期末残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	前期末残高	11,650,000
	当中間期変動額	1,780,000
	当中間期末残高	13,430,000
	研究開発積立金	
	前期末残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	前期末残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	前期末残高	3,464,702
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	1,680,000
	別途積立金の積立	1,780,000
	中間純利益	1,950,296
	当中間期末残高	1,954,999
	利益剰余金合計	
	前期末残高	15,737,995
	当中間期変動額	270,296
	当中間期末残高	16,008,292
	株主資本合計	
	前期末残高	20,166,473
	当中間期変動額	270,296

	当中間期末残高	20,436,770
評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	
	前期末残高	231,525
	当中間期変動額（純額）	88,464
	当中間期末残高	143,061
純資産合計		
	前期末残高	20,397,999
	当中間期変動額	181,832
	当中間期末残高	20,579,831

[前へ](#) [次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	(1)子会社株式および関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)其他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準および評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 8～18年 器具備品 ... 2～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
----	-------------------------------

1．固定資産の減価償却累計額	建物	...	468,310千円
	器具備品	...	423,931千円
	商標権	...	2,281千円
	ソフトウェア	...	667,311千円
	電話施設利用権	...	1,105千円

(中間損益計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		
1．減価償却実施額	有形固定資産	...	100,890千円
	無形固定資産	...	142,297千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

(リース取引関係)

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース資産の内容

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	56,261千円
減価償却累計額相当額	50,252千円
中間期末残高相当額	6,009千円

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	1年超	合 計
6,401千円	-	6,401千円

当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	10,125千円
減価償却費相当額	9,528千円
支払利息相当額	176千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	1年超	合 計
1,609千円	670千円	2,279千円

（金融商品関係）

第26期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,413,600	11,413,600	-
(2) 金銭の信託	2,920,386	2,920,386	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	662,154	662,154	-
資産計	14,996,141	14,996,141	-
(1) 未払法人税等	1,403,804	1,403,804	-
負債計	1,403,804	1,403,804	-
デリバティブ取引(*)	(195)	(195)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引所の価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額82,746千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等（中間貸借対照表計上額1,126,064千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第26期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
2. 子会社株式および関連会社株式
関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。
3. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	339,574	146,101	193,472
債券	-	-	-
その他（投資信託）	299,201	244,802	54,398
小計	638,775	390,904	247,870
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	23,379	30,000	6,621
小計	23,379	30,000	6,621
合計	662,154	420,904	241,249

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額82,746千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第26期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

区分	種類	契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	21,781	-	565	565
	香港ドル	24,339	-	128	128
	豪ドル	92,448	-	229	229
	シンガポールドル	13,986	-	17	17
合計		152,556	-	481	481

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（2）株式関連

区分	種類	契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超（千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	292,423	-	676	676
合計		292,423	-	676	676

（注2）時価の算定方法

取引所の価格によっております。

（セグメント情報等）

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資信託および投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	12,201,192	2,716,331	389,513	15,307,036

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（持分法損益等）

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）		
1株当たり純資産額	857,492円	98銭
1株当たり中間純利益金額	81,262円	37銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）
中間純利益	1,950,296千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,950,296千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第26期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****受託会社****a．名称**

みずほ信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成22年3月末日現在 247,260百万円

c．事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成22年3月末日現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,477	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

投資顧問会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事 業 の 内 容
DIAM Asset Management (HK) Limited	500 (平成22年12月末日現在)	香港において投資顧問業務を営んでいます。
DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	400 (平成22年12月末日現在)	シンガポールにおいて投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- 1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- 2) 信託財産の計算
- 3) 信託財産に関する報告書の作成
- 4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- 1) 募集の取扱いおよび販売
- 2) 追加設定の申込事務
- 3) 信託契約の一部解約事務
- 4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- 5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- 6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付
- 7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

- 1) DIAM Asset Management (HK) Limitedは、委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドの信託財産について運用助言を行います。

- 2) DIAM SINGAPORE PTE.LTD.は、委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドの信託財産について運用助言を

行います。

3【資本関係】

委託会社は、DIAM Asset Management (HK) LimitedおよびDIAM SINGAPORE PTE.LTD.の株式を、それぞれについて100%保有しています。

その他委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成22年9月24日
臨時報告書	平成22年9月27日、平成22年12月27日

独立監査人の監査報告書

平成 2 3 年 3 月 9 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mアジア・オセアニア好配当株オープンの平成22年8月27日から平成23年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアジア・オセアニア好配当株オープンの平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅野 功 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの第 2 6 期事業年度の中間会計期間（平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 2 年 9 月 3 0 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 9 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本禎良 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山内正彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 2 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。